## 監査・保証実務委員会報告第 75 号 「監査報告書作成に関する実務指針」(公開草案)に対する意見

## 監査報告書の日付について(2頁(2))

## 1.意見

金融商品取引法上の監査報告書の日付について、「定時株主総会後の日付にする」とする従来の実務慣行を改めることに、賛成いたします。

## 2. 理由

- (1) 会社法上、株式会社の計算については、監査役、会計監査人等の設置状況 に応じて計算関係書類の決算手続(作成、監査、承認、開示等)に関する規 制が課されており、これにより、分配可能額の算定と計算書類の開示が行わ れております。そして、たとえば監査日程についても、監査報告の通知期限 に関する規定が設けられております。
- (2) 他方、金融商品取引法においては、財務諸表及び連結財務諸表は情報提供機能のみを目的とし、それらの承認手続や株主への提供・報告等について取締役の義務規定が存在しないばかりか、監査人による監査期間についても、特段の規制が課されているものではありません。

株主・投資家の立場からは、本来的には、監査人による財務諸表監査結果と内部統制監査結果についても、定時株主総会における議決権行使に必要不可欠なものと思料いたします。したがって、これら監査結果については、定時株主総会の開催前に株主が知る機会を得るようにすることが望ましいと言え、金融商品取引法上の監査報告書の日付について従来の実務慣行を改めることは、これに途を開く第一歩となるものであり、賛成いたします。

(3) また、今般導入された財務報告に係る内部統制報告制度においては、内部 統制監査は、原則として財務諸表監査と一体となって行われ、かつ、内部統 制監査報告書についても、財務諸表監査報告書と合わせて一体的に作成・記 載することとされております。

監査役が内部統制システムに関する監査意見を形成するに当たり、監査人による内部統制監査の結果等をも適宜参考とすることは、監査役監査の上からも有益なことであり、当該統合監査報告書の提出時期の早期化が図られることに賛意を表しますとともに、これの実現に向けて、貴協会の今後の取り組みに期待したいと思います。